株式会社コプロス（山口県）

～ 模倣被害経験が知財取組みのキッカケ ～

１．時代を先取りした技術で得た高い評価

株式会社コプロスは、下水道管梁布設工事等で使用するKCMM工法（ケコム工法）を開発したメーカー型総合建設業であり、多彩な土木・建築事業に取り組んでいる会社である。

KCMM工法とは、立杭掘削機により、地中に振動圧入されたケーシングチューブから、小口径菅（コンクリート管、鋼管、セラミック管など）を任意の方向に推進埋設し、掘削時の土砂は真空吸引によって排出する工法で、同社の主力製品である。KCMM工法の施工は、環境問題、公害問題に高度なレベルで対処できる無振動・低騒音の工法であり、効率性、経済性、安全性が高く、官公庁や企業から注目を浴びている。その成果として、社団法人日本建設機械化協会からの会長奨励賞をはじめ、世界的に権威のある国際非開削技術協会からNO-DIG賞を日本で3番目に受賞している。

現在では、このKCMM工法は下水道工事において一般的な工法となり、日本全国で採用されるようになった。また、KCMM工法に関しては商標登録もしており、自社ブランド（KCMM（商標））として確立させている。

２．模倣被害で知財係争へ

同社の知的財産権に対する取組みは、同業他社の模倣による被害がきっかけである。このため、同社の知的財産権に対する考え方の基本は模倣対策である。主力のKCMM工法も模倣被害にあったことがあり、模倣の完全な排除には至らなかったものの、係争により他社の実施に制限を加えることができた。

この経験から、同社は新たに開発したものは特許出願することが基本だが、模倣されても外見上判断ができない技術については特許出願しないという方針を徹底している。

３．権利範囲の広い特許を目指して

同社には専門の特許担当部署はないが、一部の技術開発部員が知的財産担当者を兼務しており、知的財産担当者が特許請求の範囲及び明細書のドラフト、図面を作成して、代理人に出願書類の作成を依頼している。

作成された出願書類は知的財産担当者がチェックを行い、なるべく広い範囲で権利が取得できるように特許請求の範囲の書き方に注意している。

また、発明を適切に保護するため、明細書にはなるべく詳細に実施例を記述するように心がけている。

【保有権利に基づく製品例】

KCMM工法を実施する「オーバルケコム」
（特許第3699979号）

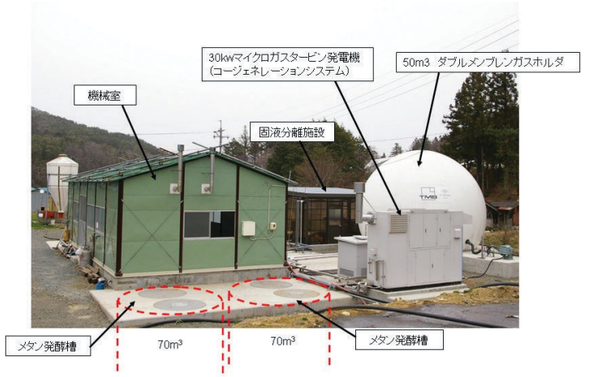

バイオガスを発生する「ケコムバイオガスプラント」

＜会社概要＞

名称及び代表者名	株式会社コプロス　　代表取締役社長　宮﨑 薫
本社所在地	山口県下関市長府安養寺1-15-13
創業	1946（昭和21）年
資本金	9,000万円
従業員数	120名
主要製品	建設業（一般土木工事、KCMM工法工事、建築工事、産業廃棄物処理業）
電話	0832-46-0545
URL	http://www.copros.co.jp/